

○厚生労働省
環境省告示第三号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第二十五号）の一部の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二十九条第一項の規定に基づき、PFOs又はその塩又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第九条の表PFOs又はその塩の項第一号から第四号までに規定する製品でPFOs又はその塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項（平成二十二年厚生労働省告示第六号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信
経済産業大臣 世耕 弘成
環境大臣 中川 雅治

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表PFOs又はその塩の項に規定する製品でPFOs又はその塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項	PFOs又はその塩又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第九条の表PFOs又はその塩の項第一号から第四号までに規定する製品でPFOs又はその塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に關し表示すべき事項

第1 P F O S 又はその塩が使用されている製品であること及びP F O S 又はその塩が第一種特定化学物質であること。

第2 [略]

第3 注意事項

[削る]

環境の汚染を防止するための措置等に
関し表示すべき事項

第1 P F O S 又はその塩であること又はP F O S 又はその塩が使用されている製品であること及びP F O S 又はその塩が第一種特定化学物質であること。

第2 [略]

第3 注意事項

1 P F O S 又はその塩を譲渡し、若しくは提供する場合又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和49年政令第202号。以下「令」という。）第9条の表P F O S 又はその塩の項第1号若しくは第2号に規定する製品を譲渡し、若しくは提供する場合

(1) P F O S 又はその塩が、自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいものであり、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあること（P F O S 又はその塩が使用されている製品にあっては、含有されている当該P F O S 又はその塩が、自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいものであり、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあること）に留意し、水への混入の防止、廃水の回収等によりP F O S 又はその塩の排出の削減に努めなければならないこと。

(2) 移替え等の作業は、飛散又は流出する量が最少の量となる措置を講ずることとし、飛散又は流出した場合には、布等により直ちに拭き取ること。

(3) P F O S 又はその塩を含む廃水については、可能な限り当該廃水を回収するための措置を講ずること。

(4) 漏出したときは回収するよう努めること。

(5) 廃液等の廃棄物は、関係法令に基づき、自社で適正に処理するか、又は廃棄物処理業者に委託して処理すること。

[削る]

2 令第9条の表P F O S 又はその塩の項第3号に規定する製品を譲渡し、又は提供する場合

(1) 業務用写真フィルムに使用されているP F O S 又はその塩が、自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいものであり、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあることに留意し、現像液及び定着液の回収等により、P F O S 又はその塩の排出の削減に努めなければならないこと。

(2) 現像作業を行うときは、使用済みの現像液及び定着液を回収すること。

(3) 業務用写真フィルム又は廃液等のうち、廃棄物となったものは、関係法令に基づき、自社で適正に処理するか、又は廃棄物処理業者に委託して処理すること。

3 令附則第3項の規定により読み替えて適用する令第9条の表P F O S 又はその塩の項第4号に規定する製品を譲渡し、又は提供する場合

(1) 消火器用消火薬剤又は泡消火薬剤（以下「泡消火薬剤等」という。）に使用されているP F O S 又はその塩が、自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいものであり、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあることに留意し、泡消火薬剤等を訓練又は点検において使用する場合は、放出した泡消火薬剤等を回収すること等により、P F O S 又はその塩の排出の削減に努めなければならないこと。

(2) 泡消火薬剤等の移替えの作業は、飛散又は流出しないようポンプ等により行うこととし、万一、飛散又は流出した場合には、布等により直ちに拭き取ること。

	<p>(3) <u>漏出したときは回収するよう努めること。</u></p> <p>(4) <u>回収した泡消火薬剤等の廃棄物は、関係法令に基づき、自社で適正に処理するか、又は廃棄物処理業者に委託して処理すること。</u></p>
1 消火器用消火薬剤又は泡消火薬剤（以下「泡消火薬剤等」という。）に使用されているPFOs又はその塩が、自然的作用による化学的变化を生じにくくものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいものであり、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあることに留意し、泡消火薬剤等を訓練又は点検において使用する場合は、放出した泡消火薬剤等を回収すること等により、PFOs又はその塩の排出の削減に努めなければならないこと。	[新設]
2 泡消火薬剤等の移替えの作業は、飛散又は流出しないようポンプ等により行うこととし、万一、飛散又は流出した場合には、布等により直ちに拭き取ること。	[新設]
3 <u>漏出したときは回収するよう努めること。</u>	[新設]
4 <u>回収した泡消火薬剤等の廃棄物は、関係法令に基づき、自社で適正に処理するか、又は廃棄物処理業者に委託して処理すること。</u>	[新設]
第4 [略]	第4 [略]

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。